点検結果表(規制の事前評価)

指定全額免除申請事務取扱者の指定制度の創設に伴う

政策の名称		所要の措置(指)の創設)	定全額免除申請專	事務取扱者の指定制	度 府省名	厚生労働省	
根拠となる法令		■法律	□政令	□府省令	□告示	□その他	也
		国民年金法					
規制の区分		■新設等 □緩和 □					止
点検項目		評価の実施状況					課題
① 規制の目的、 内容及び必要性		■説明あり □説明なし					*
費用の分析	② 遵守費用	□金銭価値化	□定量化	■定性的記述	□負担なし	□分析なし	*
	③ 行政費用	□金銭価値化	□定量化	■定性的記述	□負担なし	□分析なし	
	④ その他の 社会的費用	□金銭価値化	□定量化	□定性的記述	■負担なし	□分析なし	
⑤ 便益の分析		□金銭価値化	化 □定量化 ■定性的記述 □分析な			□分析なし	
(f)	費用と便益の 関係の分析	□費用便益分析	□費用効果分析	□費用分析 ■	■定性的な分析	□分析なし	*
	⑦ 代替案の 設定	■設定あり □想定される代替案なし □設定なし					
	8 代替案との 比較	■費用・便益でい	比較 □費用~	で比較 □便益	□比較なし	*	
9	レビューを行う 時期又は条件	■設定あり□設定なし					
	課題の説明】	→MDD)→→₩₩₩					

「〇」:評価書の分析・説明に課題(疑問点・問題点等)があるもの。 「※」:点検過程における各府省からの補足説明(<点検結果表の別紙>参照)により課題が解消したもの。 「※」:点検過程における各府省からの補足説明(<点検結果表の別紙>参照)により課題の一部が解消したもの(なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。)。

【点検結果表の別紙】

≪規制の目的、内容及び必要性に係る補足説明≫

○ 当省の照会

規制の内容について「・・・具体的には、厚生労働大臣が全額免除申請に関する事務を適正かつ確実に 実施することができると認められる者として指定する指定免除申請事務者が、被保険者からの保険料全額 免除申請の委託を受けることができることとし、被保険者が委託をした場合には、当該委託をした日に全 額免除申請があったものとみなす措置を設けることとしています。」と記載されているが、秘密保持義務 (改正法第109条の2第7項)及び当該義務に違反した際に科せられる罰則(改正法第113条の2第4号) について記載がないため、説明が不十分である。

○ 厚生労働省の説明

指定全額免除事務取扱者(その者が法人である場合にあっては、その役員)若しくはその職員又はこれらの者であった者については、正当な理由なく、その事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない秘密保持義務が課されています。また、秘密保持義務に違反した場合は、30万円以下の罰金に処するとされています。

≪遵守費用に係る補足説明≫

○ 当省の照会

遵守費用について、「指定免除申請事務者は、当該事務に関して知り得た秘密を漏らした場合、罰則(30万円以下の罰金)が科されます。」と記載しているが、本件規制を遵守するために発生する費用ではないため、費用の要素とすることは誤りである。また、具体的な要素を可能な限り列挙し、説明することが必要である。具体的には、指定全額免除申請事務取扱者として指定されるための申請に要する費用、指定全額免除申請事務取扱者が秘密保持義務を遵守するための措置を講ずる費用等が発生することが想定される。

○ 厚生労働省の説明

遵守費用としては、指定全額免除申請事務取扱者として指定されるための申請に要する費用、指定全額免除申請事務取扱者として事務を適正かつ確実に実施するための措置を講ずる費用、指定全額免除申請事務取扱者として秘密保持義務を遵守するための措置を講ずる費用が考えられます。

≪費用と便益の関係の分析に係る補足説明≫

○ 当省の照会

費用と便益の関係の分析について、「・・・秘密保持義務違反に対する罰則を設けることで遵守費用等が 見込まれますが、・・・」と記載されているが、本件規制を遵守するために発生する費用ではない秘密保持 義務違反に対する罰則を用いて分析を行っていることから、この点を踏まえて本件規制によって得られる 便益が費用を正当化できるかどうかを適切に明示する必要がある。

○ 厚生労働省の説明

改正案では、申請の煩わしさから全額免除の手続をとらない者が、簡便に手続を行えるようになり、そうした者の年金受給権の確保につながります。一方で指定全額免除申請事務取扱者として指定されるための申請に要する費用、指定全額免除申請事務取扱者として事務を適正かつ確実に実施するための措置を講ずる費用、指定全額免除申請事務取扱者として秘密保持義務を遵守するための措置を講ずる費用等の遵守費用が見込まれますが、全額免除の手続をとらない者の年金受給権の確保につながり、「老齢、障害又は死亡によって国民生活の安定がそこなわれることを国民の共同連帯によって防止し、もって健全な国民生活の維持及び向上に寄与する」という国民年金制度の目的の達成が図られることは、その費用を大きく上回ります。

≪代替案との比較に係る補足説明≫

○ 当省の照会

① 代替案の遵守費用について、「登録制度の場合であっても、被保険者の秘密を扱うことから、当該業務に関して知り得た秘密を漏らした場合には、指定制度と同様の罰則(30万円以下の罰金)を科す必要があります。」と記載されているが、本代替案を遵守するために発生する費用ではないため、費用の要素とすることは誤りである。

また、具体的な要素を可能な限り列挙し、説明することが必要である。具体的には、全額免除申請事務取扱者となるための登録に要する費用、秘密保持義務を遵守するための措置を講ずる費用が発生することが想定される。

② 費用と便益の関係の分析について、本件規制と代替案との比較を実施しており、当該比較の分析結果について、「改正案・代替案ともに申請事務者に、秘密保持義務違反に対する罰則を設けることで遵守費用等が見込まれますが、・・・・改正案は代替案より優れています。」と記載しているが、本件規制及び代替案の遵守費用の説明に課題があると考えられるため、この点を踏まえて適切に説明した上で、本件規制と代替案との比較考量を行う必要がある。

○ 厚生労働省の説明

- ① 遵守費用としては、全額免除申請事務取扱者となるための登録に要する費用、全額免除申請事務取扱者として事務を適正かつ確実に実施するための措置を講ずる費用、全額免除申請事務取扱者として秘密保持義務を遵守するための措置を講ずる費用が考えられます。
- ② 代替案では、費用は改正案と同等と想定されますが、要件に該当する場合には必ず登録する登録制度であるため、全額免除申請事務取扱者として被保険者の秘密を扱う者の数を制限することができず、情報漏洩の危険性が高まることから、改正案は代替案より優れています。